

# 自然人の商標登録申請に関する注意事項

2007年2月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 自然人の商標登録申請に関する注意事項

「中華人民共和国商標法」第 4 条の規定に基づき、商標専用権を取得する必要がある、生産、製造、加工、選択、取次販売或いはサービス業に従事する自然人は、商標局に商標登録をしなければならない。個人名義での商標登録、譲渡等の申請には、規定に従い「商標登録申請書」と商標見本などの資料を提出する以外に、以下の事項を注意しなければならない。

一、 個人経営者は「個人経営営業許可証」に登録されている商号を出願人名義として商標出願を行うことができる。また許可証に記載されている責任者名義での商標出願もできる。責任者名義で出願する際に以下の資料のコピーを提出する必要がある。

- (1) 責任者の身分証明書
- (2) 営業許可証

二、 共同経営者は「営業許可証」に登録されている商号或いは関連主管機関の登記文書に記載されている店名を申請人名義として商標登録出願を行うことができる。また全ての経営者による共同名義での商標出願もできる。共同名義で出願する際に以下の資料のコピーを提出する必要がある。

- (1) 共同経営者の身分証明書
- (2) 営業許可証
- (3) 共同経営協議文書

三、 農村請負経営者場合は、請負契約の契約者名義で商標登録出願を行うことができ、出願時には以下の資料のコピーを提出する必要がある。

- (1) 契約者の身分証明書
- (2) 請負契約書

四、 その他の法により経営活動許可を得た自然人は、関連行政主管機関が発行した登記文書中に記載されている経営者名義で商標登録出願を行うことができ、出願時には以下の資料を提出する必要がある。

- (1) 経営者の身分証明書
- (2) 関連行政主管機関発行の登記文書

- 五、 自然人は商標登録出願ができる商品と役務の範囲は、営業許可証或いは関連登記文書に認可されている経営範囲、また自営の農業副産物に限られる。
- 六、 商標法第 4 条の規定に適合しない商標登録出願について、商標局は受理しない旨を書面にて出願人に通知する。  
申請人が虚偽の資料で商標登録を得た場合、商標局により該当商標登録の取消をされる。
- 七、 商標譲渡申請手続きに関しては、譲受人が自然人の場合は上述事項を参照の上、手続きを行う。